

## 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いについて

奈良県県土マネジメント部建設産業課

奈良県では令和6年10月から電子契約（事業者署名型の電子契約サービスを利用して行う契約）を導入しておりますが、電子契約を利用して奈良県との建設工事の請負契約を締結した場合の「施工体制台帳」の取扱いについては、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（令和5年5月12日国不建第43号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」（以下「国交省ガイドライン」という。）に拠るほか、下記のとおりとします。

### 1 「施工体制台帳」への電子契約書の添付について

- ・「施工体制台帳」が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）を、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に添付することを要しないものとします。

（詳細については、「国交省ガイドライン」を参照してください。）

- ・なお、「施工体制台帳」への添付を書面で行う場合の取扱いについては、下記2. に準ずることとします。

### 2 公共工事発注者（奈良県）に提出する「施工体制台帳」に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

- ・公共工事発注者（奈良県）に書面で「施工体制台帳」を提出する際に添付する「発注者（奈良県）との請負契約書の写し」について、電子契約を利用して請負契約を締結した場合は、下記のとおりとします。

#### ○ 発注者（奈良県）に提出する書類 ※（1）、（2）の両方が必要です。

##### （1）電子契約書の内容を紙面に印刷したもの

- ・電子契約書は「合意締結の完了メール」に添付されています。
- ・また、クラウドサインのシステム（奈良県が利用する電子契約システム）から出力・印刷することもできます（注）。

（注）クラウドサインのアカウント登録（無料）が必要となります。

##### （2）下記の①、②のいずれかの書類

##### ① クラウドサインのシステムから出力・印刷（注）することができる「合意締結証明書」

- ・提出の際は、（1）の下部に記載の「書類ID」と合意締結証明書に記載の「書類ID」が一致していることを確認してください。

（注）クラウドサインのアカウント登録（無料）が必要となります。

##### ② 電子契約書の内容と（1）において紙面に印刷された内容が相違ない旨を、現場代理人の署名により誓約した書面

- ・様式は自由です。また、（1）の余白に署名していただいても構いません。

※ ①は奈良県独自の、②は国交省ガイドラインにおける取扱いです。